令和８年（フ）第１９７号
神奈川県横須賀市追浜町３丁目27番地
債務者　伊神　廣文
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第９３８号
広島市西区南観音５丁目16番19―201号
債務者　奥田　和美（旧姓荒谷）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９４号
神奈川県横須賀市長浦町１丁目43番地海上自衛隊長浦隊舎、申立時の住所神奈川県横須賀市御幸浜４番１号　横須賀教育隊第25期一般海曹候補生
債務者　外川　明斗
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第９２６号
広島市安佐南区高取北２丁目14番３号　アザレア一番館201
債務者　有田　美里（旧姓竹田）
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０２号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字下道52番地１　２―204
債務者　小山内健介
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第１０７号
青森県弘前市大字浜の町西二丁目４番地14
債務者　瓜田　晴香
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第３２４号
千葉県柏市篠籠田1397番地236　豊四季グリーンハイツ201号
債務者　長田　光生
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６５１号
千葉県松戸市二ツ木1631番地の２
債務者　名取　眞幸
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第６７５号
千葉県松戸市東平賀102番地の２　コメドールＡ
債務者　本田　昌幸
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７０２号
千葉県柏市高田246番地　長妻テラス106号
債務者　本砂　伸一
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７２２号
千葉県松戸市大谷口179番地の１　ぐるーぷほーむ大谷口、前住所千葉県松戸市稔台８丁目40番地の26　メゾンスズキ303号
債務者　佐々木秀樹
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７３６号
千葉県松戸市松戸2071番地の１　コーポくさなぎ101号
債務者　池内　裕人
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７３８号
千葉県柏市逆井13番地18　アルファーガーベラ201号
債務者　菊池　優子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７３９号
千葉県松戸市北松戸２丁目４番地の４　ロイヤルハイツサカエ２―205
債務者　三浦　秀昭
1　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７４６号
千葉県柏市大津ケ丘２丁目28番地　１棟304号
債務者　佐々木信吾
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７５０号
千葉県柏市亀甲台町１丁目20番９号　グレイスフル101号
債務者　荒木　　譲
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７５１号
千葉県松戸市上本郷915番地の２　第１北松戸サンロードス301号
債務者　根本　直美
1　決定年月日時　令和８年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部